

平成27年(行ウ)第16号

怠る事実の違法確認等請求事件

原告 光城 敏雄 外4名

被告 大東市長

平成29年9月22日

準備書面(9)

大阪地方裁判所 第7民事部 合議2ハ丙係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 俵 正市



(主任) 弁護士 寺内則雄



頭書事件について、被告は、入札期日の変更あるいは中止等について、以下のとおり弁論を準備する。

記

1 大東市立市民会館の設計業務の担当部署である建築営繕課は、平成26年4月21日、設計受託会社である建綜研から建築基準法の遡及適用は排煙区画以外にないとの設計内訳書(乙27)を受け取っていただけなのでこれを契約課に引き渡していたので、同課が同年5月21日の入札期日まで変更工事が発生することを予見することは困難で、同期日を中止せず、また、落札業者を決定したことは已むを得ないことであった。

2 また、建築営繕課は、建綜研から日確検の審査において、遡及適用について従前の見解と異なり、竪穴区画部の遮煙性能確保、昇降機設備の耐震性確保、昇降機設備

の戸開走行防止対策、屋上防火水槽の改修も範囲に入るとの見解が示されていることを知らされたもののまだ日確検との折衝によって範囲を縮減できるとの望み（期待）から、変更工事について発生する可能性を含め、同工事について一切契約課に伝えておらず、契約課が変更工事について具体的な内容に基づく積算額（設計金額）を建築営繕課から知らされたのは、同年6月23日であった。

3 この異例の事態に対して、契約課は、被告準備書面（7）2頁「3」において詳述したとおり、①当初の本件契約を変更する方法、②当初の設計とは異なる附帯工事として随意契約で行う方法、③本件契約とは別契約として入札を実施する方法等を関係部署と検討を行った結果、上記①の方法をとることとなり、7月特別議会において本件変更契約及び補正予算の議案を上程し、承認議決がなされた。

以上